

平成23年度福島県一般会計補正予算（第3号）

平成23年度福島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,569,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,165,037,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------------|-----------|---------------|
| 9 国庫支出金 | | 293,615,479 | 924,567 | 294,540,046 |
| | 1 国庫負担金 | 210,098,874 | 629,277 | 210,728,151 |
| | 2 国庫補助金 | 82,154,006 | 295,290 | 82,449,296 |
| 12 繰入金 | | 86,000,672 | 142,311 | 86,142,983 |
| | 2 基金繰入金 | 76,796,084 | 142,311 | 76,938,395 |
| 15 県債 | | 198,639,200 | 502,200 | 199,141,400 |
| | 1 県債 | 198,639,200 | 502,200 | 199,141,400 |
| 歳入合計 | | 1,163,468,406 | 1,569,078 | 1,165,037,484 |

歳 出

(単位千円)

| 款 | 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|-------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 10 教 育 費 | | 218,759,864 | 362,911 | 219,122,775 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 33,978,041 | 303,633 | 34,281,674 |
| | 7 保 健 体 育 費 | 740,466 | 59,278 | 799,744 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 51,209,687 | 1,206,167 | 52,415,854 |
| | 3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費 | 869,848 | 943,916 | 1,813,764 |
| | 4 社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費 | 2,387,126 | 262,251 | 2,649,377 |
| 歳 出 合 計 | | 1,163,468,406 | 1,569,078 | 1,165,037,484 |

第 2 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------------|---------|---|--|--|
| 児童福祉施設災害復旧事業費 | 55,400 | 1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他 | 年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率） | 起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。 |
| 障がい福祉施設災害復旧事業費 | 17,900 | | | |
| 私立学校等線量低減化支援事業費 | 117,200 | | | |
| 計 | 190,500 | | | |

(2) 変更

(単位千円)

| 起債の目的 | 前 | | | | 後 | | | |
|-------------|-------------|---|--|--|-------------|---|--|--|
| | 補 限度額 | 起債の方法 | 正 利率 | 償還の方法 | 補 限度額 | 起債の方法 | 正 利率 | 償還の方法 |
| 県立学校施設災害復旧費 | 215,000 | 1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他 | 年10% 以内 (ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率) | 起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。 | 526,700 | 1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他 | 年10% 以内 (ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率) | 起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。 |
| 計 | 149,106,200 | | | | 149,417,900 | | | |